

平成24年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p>平成24年度三鷹市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について</p> <hr/> <p>1 補正予算の内容 東京都知事の辞職に伴う東京都知事選挙を執行するための予算措置を次のとおり講じたものである。</p> <p>(1) 歳入予算 総額 67,093,187千円 → 67,154,089千円 (60,902千円増) (内訳) 都支出金 東京都知事選挙費委託金 0千円 → 60,902千円 (60,902千円増)</p> <p>(2) 歳出予算 総額 67,093,187千円 → 67,154,089千円 (60,902千円増) (内訳) 総務費 東京都知事選挙執行費 0千円 → 60,902千円 (60,902千円増)</p> <p>2 専決処分の日 平成24年10月29日</p>
2	<p>平成24年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について</p> <hr/> <p>1 補正予算の内容 衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するための予算措置を次のとおり講じたものである。</p> <p>(1) 歳入予算 総額 67,154,089千円 → 67,214,425千円 (60,336千円増) (内訳) 都支出金 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金 0千円 → 60,336千円 (60,336千円増)</p> <p>(2) 歳出予算 総額 67,154,089千円 → 67,214,425千円 (60,336千円増) (内訳) 総務費 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費 0千円 → 60,336千円 (60,336千円増)</p> <p>2 専決処分の日 平成24年11月16日</p>

3	<p data-bbox="354 309 689 342">三鷹市景観条例（制定）</p> <hr/> <p data-bbox="354 436 483 470">1 目的</p> <p data-bbox="384 474 1356 676">景観法（以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し、必要な事項を定めるとともに、三鷹市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、三者が協働して、緑と水の公園都市にふさわしい景観づくりを推進することを目的とすることとした。</p> <p data-bbox="354 683 804 716">2 市、市民及び事業者の責務</p> <p data-bbox="384 721 1356 884">市は、良好な景観づくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければならないこと等とするとともに、市民及び事業者は、良好な景観づくりに自ら努めなければならないこと等とすることとした。</p> <p data-bbox="354 891 740 925">3 景観づくり計画の策定</p> <p data-bbox="384 929 1356 1008">(1) 市長は、良好な景観づくりを推進するための計画として、法に規定する景観計画を策定することとした。</p> <p data-bbox="384 1014 1356 1131">(2) 法に規定する景観計画区域は市全域とするとともに、市長は、特に重点的に取り組む必要がある地区を景観重点地区として定めることができることとした。</p> <p data-bbox="354 1137 612 1171">4 行為の規制等</p> <p data-bbox="384 1176 1356 1299">(1) 行為の届出等に関し、法により条例で定めることとされた事項（届出を要する行為等、届出を要しない行為等）について、必要な事項を定めることとした。</p> <p data-bbox="384 1305 1356 1422">(2) 法に規定する勧告及び変更命令に関し、必要な事項を定めるとともに、市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとした。</p> <p data-bbox="384 1429 1356 1507">(3) 市長は、勧告、公表及び変更命令をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かななければならないこととした。</p> <p data-bbox="354 1514 1158 1547">5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続等</p> <p data-bbox="384 1552 1356 1630">法に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続、管理の方法の基準等を定めることとした。</p> <p data-bbox="354 1637 772 1671">6 市民主体の景観づくり等</p> <p data-bbox="384 1675 804 1709">(1) 景観づくり宣言の認定等</p> <p data-bbox="414 1713 1356 1836">市長は、土地所有者等が行う緑化等の景観づくりについての宣言を景観づくり宣言として認定し、公表するとともに、技術的支援等を行うことができることとした。</p> <p data-bbox="384 1843 676 1877">(2) 景観協定の認可</p> <p data-bbox="414 1881 1356 1960">市長は、法に規定する景観協定の認可をしようとするときは、景観審議会の意見を聴かななければならないこととした。</p> <p data-bbox="384 1966 900 2000">(3) 農のある風景保全地区の指定等</p>
---	--

市長は、農地等とその周辺地域を農のある風景保全地区として指定することができることとし、管理協定の締結、保全地区方針の策定等について定めることとした。

(4) 景観づくり活動団体の認定等

市長は、景観づくりに関する自主的な活動を行う団体を景観づくり活動団体として認定し、公表するとともに、技術的支援等を行うことができることとした。

(5) 表彰制度

市長は、良好な景観づくりの推進に寄与していると認める個人又は団体を表彰することができることとした。

7 良好な景観づくりを推進するための機関

(1) 景観審議会の設置

市長の附属機関として、良好な景観づくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、三鷹市景観審議会を設置することとした。

(2) 景観アドバイザーの設置

市長は、景観づくりに関し専門的な知識を有する者を景観アドバイザーとして置くことができることとし、市民及び事業者が行う景観づくりに対し、技術的支援又は助言を行うこととした。

8 施行期日等

(1) 施行期日

平成25年4月1日。ただし、1、2、3、7及び8(2)、8(3)及び8(4)は平成25年2月1日

(2) 経過措置

東京都から景観行政団体として移行することに伴う経過措置を定めることとした。

(3) 三鷹市まちづくり条例の一部改正

三鷹市まちづくり推進委員会を廃止するとともに、土地利用総合計画を策定しようとするとき等の意見聴取は、三鷹市都市計画審議会に対して行うこととした。

(4) 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正

三鷹市まちづくり推進委員会委員の報酬を廃止するとともに、新たに設置される三鷹市景観審議会に関し、次のとおり報酬を定めることとした。

職名		報酬日額
景観審議会	会長	23,000円
	委員	20,000円

<p>4</p>	<p>三鷹市暴力団排除条例（制定）</p> <hr/> <p>1 目的 三鷹市（以下「市」という。）における暴力団排除活動に関し、市、市民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、安全安心のまちづくりを推進することを目的とすることとした。</p> <p>2 市、市民及び事業者の責務 市は、市民及び事業者の協力、警察その他の関係機関との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するとともに、市民及び事業者は、暴力団排除活動に資する情報を市、警察その他の関係機関に提供すること、市が実施する施策に参画し、又は協力すること等に努めるものとする事とした。</p> <p>3 市の事務事業に係る暴力団排除措置 市は、公共工事等により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市が締結する契約の相手方等が暴力団関係者でないことを確認する等、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする事とした。</p> <p>4 市が設置する公の施設における措置 市長、教育委員会又は指定管理者は、公の施設の利用が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず当該利用を承認せず、又は当該利用の承認を取り消すことができることとした。</p> <p>5 市民及び事業者の安全確保のための措置 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動に取り組んだこと等により暴力団若しくは暴力団関係者から危害を受けるおそれがあると認めるとき等は、警察に対し、市民及び事業者の安全安心を確保するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする事とした。</p> <p>6 施行期日 平成25年4月1日</p>
<p>5</p>	<p>三鷹市住民基本台帳に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 支援対象者の追加 市長が住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付に関し必要な限度において制限をすることができる対象者に「児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児</p>

	<p>童虐待を受けた児童である被害者で、再び児童虐待を受けるおそれがある者又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある者」を加えることとした。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>
<p>6</p>	<p>三鷹市常勤の特別職職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 給料月額の変改 三鷹市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長及び副市長の給料月額を次のとおり引き下げることとした。</p> <p>(1) 市長 1,050,000円 → 1,030,000円 (△20,000円)</p> <p>(2) 副市長 890,000円 → 870,000円 (△20,000円)</p> <p>2 施行期日 平成25年1月1日</p>
<p>7</p>	<p>三鷹市教育委員会教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 給料月額の変改 市長及び副市長の給料月額の変改状況を踏まえ、教育長の給料月額を次のとおり引き下げることとした。</p> <p>830,000円 → 810,000円 (△20,000円)</p> <p>2 施行期日 平成25年1月1日</p>

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 平成24年度給与改定
給与の適正化を図るため、次のとおり各手当を見直すこととした。
 - (1) 住居手当
 - ア 借家・借間 19,500円 → 15,000円
 - イ 持家 10,100円 → 廃止
 - (2) 扶養手当
 - ア 配偶者（欠配1子を含む。） 14,600円 → 13,500円
 - イ 子、父母等 9,500円 → 6,000円
 - ウ 特定期間にある子に対する加算額 4,800円 → 4,000円
 - (3) 管理職手当
 - ア 部長又はこれに相当する職にある者 22% → 20%
 - イ 課長又はこれに相当する職にある者 19% → 17%
 - ウ 課長補佐又はこれに相当する職にある者 15% → 14%
 - (4) 時間外勤務手当
管理職手当の支給を受ける職員に対する深夜時間における時間外勤務手当の支給を廃止することとした。
- 2 勤務1時間当たりの給与額の見直し
勤務1時間当たりの給与額の算出基礎から、住居手当を除くこととした。
- 3 再任用職員の平成24年度給与改定
再任用職員の平成24年度給与改定は、東京都に準じ、給料月額を引き下げることにより行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) 施行期日
平成25年1月1日（以下「施行日」という。）
 - (2) 施行日から平成26年3月31日までの間の特例措置
 - ア 持家の住居手当の月額は、3,100円とすることとした。
 - イ 施行日の前日において扶養手当の支給対象となっている子、父母等に係る扶養手当の月額は、8,000円とすることとした。

9	<p>三鷹市市税条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 都市計画税の税率の特例 都市計画税の税率100分の0.3を平成25年度分は100分の0.225とすることとした。</p> <p>2 施行期日 平成25年4月1日</p>				
10	<p>三鷹市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 開放施設の見直しに伴う規定整備 三鷹市立第五中学校プールの開放を終了するに当たり、同プールの使用料を定める規定を削除することとした。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>				
11	<p>三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 児童遊園の新設</p> <table border="1" data-bbox="416 1391 1329 1496"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1391 871 1440">名 称</th> <th data-bbox="871 1391 1329 1440">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1440 871 1496">牟礼さくら児童遊園</td> <td data-bbox="871 1440 1329 1496">三鷹市牟礼六丁目23番6号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 公布の日</p>	名 称	所 在 地	牟礼さくら児童遊園	三鷹市牟礼六丁目23番6号
名 称	所 在 地				
牟礼さくら児童遊園	三鷹市牟礼六丁目23番6号				
12	<p>三鷹市敬老金条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 敬老金の贈呈対象者の見直し 年齢が77歳及び88歳の者に贈る敬老金を廃止することとした。</p> <p>2 施行期日 平成25年4月1日</p>				

13	<p>三鷹市高齢者入院見舞金の支給に関する条例を廃止する条例</p> <hr/> <p>1 条例の廃止 高齢者施策の見直しに伴い、三鷹市高齢者入院見舞金の支給に関する条例を廃止することとした。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成25年4月1日（以下「施行日」という。）</p> <p>(2) 経過措置 施行日の前日までに支給対象者となった者に対する入院見舞金の支給については、なお従前の例によることとした。</p>			
14	<p>三鷹市立保育園設置条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 三鷹市立三鷹台保育園の位置の変更 三鷹市立三鷹台保育園の位置を三鷹市牟礼四丁目2番23号（現行三鷹市井の頭二丁目21番18号）とすることとした。</p> <p>2 施行期日 規則で定める日</p>			
15	<p>三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料の見直し</p> <table border="1" data-bbox="416 1599 1347 1890"> <tr> <td data-bbox="416 1599 836 1890"> <p>収集1回における規則で定める品目のポイント数の合計10ポイント（ポイント数の合計に10未満の端数があるときは、これを10に切り上げた数）につき</p> <p style="text-align: right;">1,000円</p> </td> <td data-bbox="836 1599 927 1890" style="text-align: center;">→</td> <td data-bbox="927 1599 1347 1890"> <p>収集1回における規則で定める品目のポイント数の合計10ポイントまでは、1,000円。10ポイントを超えるときは、5ポイントまでごとに500円を加算した額</p> </td> </tr> </table> <p>2 施行期日 平成25年4月1日</p>	<p>収集1回における規則で定める品目のポイント数の合計10ポイント（ポイント数の合計に10未満の端数があるときは、これを10に切り上げた数）につき</p> <p style="text-align: right;">1,000円</p>	→	<p>収集1回における規則で定める品目のポイント数の合計10ポイントまでは、1,000円。10ポイントを超えるときは、5ポイントまでごとに500円を加算した額</p>
<p>収集1回における規則で定める品目のポイント数の合計10ポイント（ポイント数の合計に10未満の端数があるときは、これを10に切り上げた数）につき</p> <p style="text-align: right;">1,000円</p>	→	<p>収集1回における規則で定める品目のポイント数の合計10ポイントまでは、1,000円。10ポイントを超えるときは、5ポイントまでごとに500円を加算した額</p>		

16	<p>三鷹市下水道条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 公共下水道の構造の技術上の基準等 下水道法の一部改正に伴い、公共下水道（排水施設及び処理施設）の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理について、下水道法施行令の規定を参酌して定めることとした。</p> <p>2 施行期日 平成25年4月1日</p>
17	<p>三鷹市防災会議条例及び三鷹市災害対策本部条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>災害対策基本法の一部改正に伴い、次のとおり条例の一部改正を行うこととした。</p> <p>1 三鷹市防災会議条例の一部改正</p> <p>(1) 所掌事務の見直し 災害に関する情報の収集を削除し、市長の諮問に応じて審議すること及び市長に意見を述べることを加えることとした。</p> <p>(2) 防災会議の委員の追加 防災会議の委員の区分に、新たに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を加えることとした。</p> <p>(3) その他規定を整備することとした。</p> <p>2 三鷹市災害対策本部条例の一部改正</p> <p>(1) 所掌事務 地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部の所掌事務を災害に関する情報を収集すること及び災害対策方針を作成し、実施することとした。</p> <p>(2) その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

18	<p>三鷹市専用水道事務等の事務委託について</p> <hr/> <p>1 事務委託 地方自治法第252条の14第1項の規定により、三鷹市専用水道事務等について、三鷹市専用水道事務等の事務委託に関する規約に基づき、その管理及び執行を東京都に委託することとした。</p> <p>2 委託事務の範囲 (1) 専用水道に関する事務 (2) 簡易専用水道に関する事務 (3) 東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例に規定する小規模貯水槽水道等の衛生管理に関する事務に相当する事務 (4) 飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱に規定する飲用に供する井戸等の衛生管理に関する事務に相当する事務</p> <p>3 規約の有効期間 規約の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとすることとした。ただし、期間満了の日までに双方別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例によることとした。</p>
19	<p>土地の売払いについて</p> <hr/> <p>1 売払いの目的 サステナブル都市・三鷹「エコタウン新川一丁目地区」事業のため</p> <p>2 土地の所在 三鷹市新川一丁目18番6</p> <p>3 土地の地目及び面積 宅地 8,069.40 m²</p> <p>4 売払い予定価格 15億3,100万円</p> <p>5 売払いの相手方 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 株式会社グローバル・エルシード 代表取締役 永嶋 康雄</p>

20	平成24年度三鷹市一般会計補正予算（第5号）	別紙のとおり
21	平成24年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	

○ 特記事項

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦について（3件）